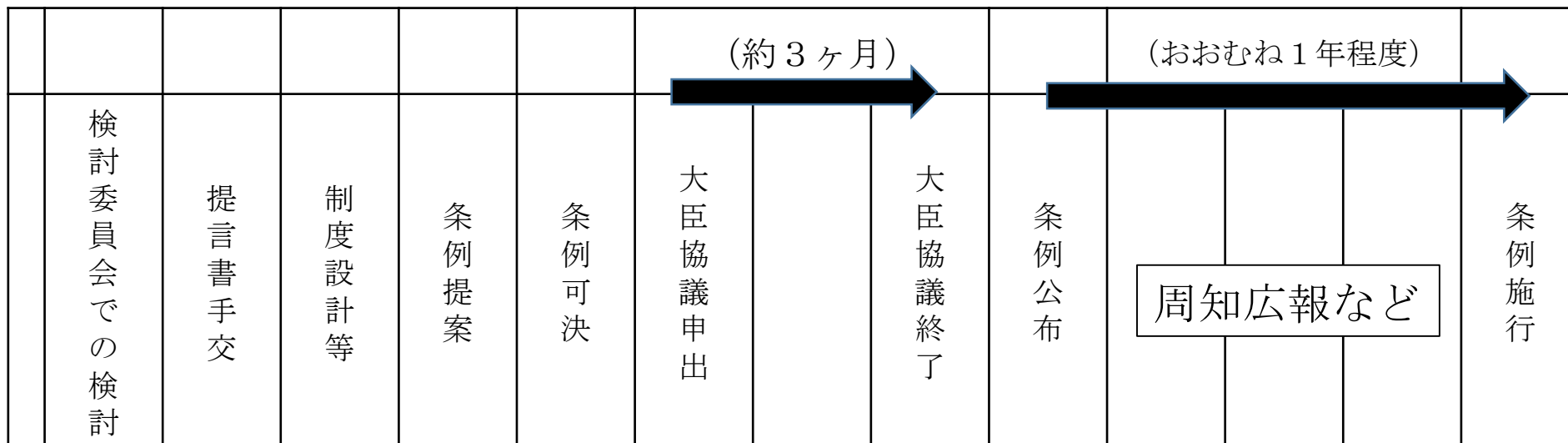


【参考】法定外目的税の手続き等について

手続き等の概要（イメージ）



- 新設しようとする場合には，総務大臣に協議し，その同意を得なければならない。（地方税法第731条）
- 条例可決後，速やかに大臣協議を行い，協議終了後に条例を公布する。
- 宿泊税を導入している他都市の事例では，条例公布から条例施行するまでの期間は，半年から約1年となっている。
- 宿泊税を導入している他都市の事例では，条例施行（徴収開始）前に，特別徴収義務者としての登録などの手続きを行っている。

【参考】 宿泊税導入他都市の使途について

課税団体	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市
導入時期 (予定)	H14(2002)年10月	H29(2017)年1月	H30(2018)年10月	H31(2019)年4月	R1(2019)年11月 予定	R2(2020)年4月 予定	同左
主な使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって福岡市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与する施策に要する費用
	これまでの実績 (H30年6月公表資料)	H30(2018)年度事業	H31(2019)年度予算	H31(2019)年度予算	(想定される使途)	(想定される使途)	(想定される使途)
	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備	Wi-Fi設置促進	観光地などの交通対策など混雑対策・分散化	まちなみや景観の保全、伝統芸能等の支援・振興など	リフト・バス事業者等の交通手段の融合など域内交通網の整備	県観光振興財源検討会議報告書にて、具体的な施策を進めるにあたり、施策の重複が生じないように市町村等と調整することを提言されている。	MICE施設の利便性等の向上、誘致体制の強化
	観光案内所(都内5箇所)設置・運営	トラベルサービスセンター大阪運営費負担金	民泊の相談窓口運営や、簡易宿所への査察など民泊対策	インバウンド対策の強化、宿泊施設等のおもてなし力の向上など	ニセコ・羊蹄山の環境保全	その上で、	Wi-Fiや観光案内所、公衆トイレなど受入環境整備
	観光スポット等を記載したウェルカムカード(9言語10種類)の作成	飲食店や宿泊施設の多言語化対応など促進	災害時の対策やトイレ整備などの受入環境整備	無電柱化の加速、交通混雑の緩和、旅行者の安全・安心の確保など	防犯対策、防災・防火対策などの安心・安全なリゾートの形成	①広域的な観点からの観光振興施策の実施	ビッグデータを活用したデジタルマーケティング
	海外に向けた観光プロモーション	市町村が実施する観光振興事業を支援	宿泊施設の経営強化やMICE誘致対策など宿泊事業者支援・宿泊観光推進		自然環境及び景観保全や観光ガイド等の人材育成支援、DMOの強化など観光インフラの整備	②観光地づくりの核となる組織体制の強化	宿泊施設におけるトイレ整備などおもてなし環境づくり支援
	バリアフリー化の推進	イルミネーションや芸術フェスなど誘客事業の推進	京都の魅力の国内外への情報発信		2次交通の充実など新幹線を意識したまちづくり	③市町村が実施する観光振興施策への財政的支援	
	MICE誘致活動の展開		京町家の保全など文化振興・景観の保全			について提言されている。	

【参考】宿泊税導入他都市の制度設計について

課税団体	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市
課税客体	①の宿泊行為	①②③の宿泊行為	①②の宿泊行為	①②の宿泊行為	同左	①②③の宿泊行為	①②の宿泊行為
	①旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル営業(簡易宿所, 下宿除く)に係る施設	①旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業(下宿除く)に係る施設	①旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル, 簡易宿所(下宿除く))に係る施設	①旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業(下宿除く)に係る施設	同左	①旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル, 簡易宿所(下宿除く))に係る施設	同左
	—	②住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設	②住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅	②住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	同左	②住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設	②住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅
	—	③国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設	—	—	—	③国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設	—
課税標準	宿泊数	同左	同左	同左	宿泊料金	宿泊数	同左
納税義務者	①の宿泊者	①②③の宿泊者	①②の宿泊者	①②の宿泊者	同左	①②③の宿泊者	①②の宿泊者
徴収方法	特別徴収	同左	同左	同左	同左	同左	同左
税率	1人1泊について, 宿泊料金が				下記いずれかの宿泊料金の2%	1人1泊について一律	1人1泊について, 宿泊料金が
	①1~1.5万円未満 : 100円	①0.7~1.5万円未満 : 100円	①2万円未満 : 200円	同左	①1人1泊	①200円	①2万円未満 : 150円
	②1.5万円以上 : 200円	②1.5~2万円未満 : 200円	②2~5万円未満 : 500円	②2万円以上 : 500円	②1部屋1泊	②独自に宿泊税を課す市町村 : 100円	②2万円以上 : 450円
—	③2万円以上 : 300円	③5万円以上 : 1,000円	—	③1棟1泊	③福岡市 : 50円	—	
収入見込	28.5億円 (H31(2019)予算)	19.8億円 (平年度見込)	41.6億円 (H31(2019)予算)	6.6億円 (H31(2019)予算)	3.8億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)

【参考】 宿泊税導入他都市の制度設計について

課税団体	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市
非課税 事項	1人1泊1万円未 満の宿泊	1人1泊7千円未 満の宿泊 ※R1(2019)年5月31 日までは、1人 1泊1万円未満 の宿泊	修学旅行その他学 校行事に参加する 者及びその引率者	—	①修学旅行その他 規則で定める学 校行事に参加し ているもの及び その引率者 ②倶知安町内で職 場体験を行うも の	—	—
課税期間	条例施行後5年を 目途に見直しを行 うこととする規定 あり	同左	条例施行後5年を 目途に見直しを行 うこととする規定 あり ただし、条例可決 時に、条例施行後 1年6ヶ月後にお いて見直しをする こととする付帯決 議あり	条例施行後5年を 目途に見直しを行 うこととする規定 あり	同左	条例施行後3年を 目途に見直しを行 い、その後5年ご とに見直しするこ ととする規定あり	同左
特徴 奨励金	有	有	有	有	有	—	—
	納入額の ①条例施行後当初 5年度：3% ②平年度：2.5%	同左	同左	同左	同左		

